

学校卒業後における障害者の学びの推進 に関する有識者会議（第10回）

2018年10月3日
一般財団法人全日本ろうあ連盟

一般財団法人全日本ろうあ連盟について

昭和22年に創立、全国47都道府県に加盟団体を擁する全国唯一のろう者の当事者団体。(会員数およそ19,000人)

①手話通訳の認知・手話通訳事業の制度化

→情報・コミュニケーション法、手話言語法の制定に向けた取り組み

②聴覚障害を理由とする差別的な処遇の撤廃

→「合理的配慮」や「基礎的環境の整備」の推進に向けた取り組み

③聴覚障害者の社会参加と自立の推進

→乳幼児から高齢まですべてのステージにおける社会参加と権利擁護への取り組み

ろうあ運動の歴史

- 1973 ろう者の運転免許取得に関する通達(10メートル離れて90dB)
- 1979 民法第11条(準禁治産者)改正
- 1989 第1回手話通訳士試験実施
- 2001 ろう者の薬剤師が誕生 ～差別法令撤廃運動～
- 2006 国連で「障害者権利条約」採択、手話が言語として国際的に認知される
- 2011 改正「障害者基本法」公布、手話の言語性が認められる
- 2016 「手話を広める知事の会(全都道府県加入)」「全国手話言語市区長会(527/814加入)」設立
- 2017 道路交通法改正、補聴器使用で第二種免許の取得が可能に

連盟の活動について

①聴覚障害当事者による大会・行事の開催

→全国ろうあ者大会、全国ろうあ者体育大会、全国ろうあ青年研究討論会、全国ろうあ女性集会、全国ろうあ高齢大会等の大会開催

→ろう者に関する諸問題の解決や取り組みを目指す、加盟団体対象の研修会の開催

②国際活動の支援

→デフリンピック、世界ろう者会議等への参加促進、アジア地域のろう者への支援活動

③出版活動を通し、聴覚障害に対する理解と啓発活動

④あらゆる聴覚障害者(人工内耳ユーザーも含めた)を包括する「ろう者コミュニティ」を作るための取り組み(※次ページ参照)

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 福祉医療・乳幼児委員会との意見交換

「人工内耳についての見解」より

(2016年末・連盟公表)

- ・人工内耳を否定しないと明言したこと
- ・人工内耳装用者もろう者コミュニティに受け入れること
- ・人工内耳装用者にも支援が必要であること
について、日本耳鼻咽喉科学会も賛同。



聴覚障害児放課後ディナーサービス

・多くの聞こえない・聞こえにくい子どもが集い・自由なコミュニケーションのもとで・お互いが分かり合い、のびのびと活動できる場

・聞こえない・聞こえにくい子どもたちの進路、将来について、語り合う場、夢を育む場

・保護者の子育ての不安、教育についての悩みなどを相談できる場



①保護者の就労を支援する場等の目的で2013年京都で事業化。(現在全国で約20箇所)

②全国的に微増しているが、支援員の確保も含め、今後、地元の聴覚障害協会、聾学校・手話サークル、親の会等の連携が必要。

学校卒業後の学びの場の課題

①情報保障の選択における制限

→合理的配慮における「過重な負担」の問題(費用負担)

→手話通訳派遣制度上の問題(本人申請でも対象外となる例:連続する講座等)

②聴覚障害者支援に関する「社会資源不足」による制限

→障害当事者・関係者が主体となって運営する「学びの場」の絶対数の少なさ

→学びの場において適切なサポートができる専門者(マンパワー)の不足

結びに

- ①日本で初めて聴覚障害児のための学校ができたのは明治11年だが、昭和8年から約80年間、障害者・手話への差別が続いた。聴覚障害者の状況は、その当時の社会状況により大きく影響を受けている。そのため、聴覚障害者の就学状況や日本語の習得は、個別差が非常に大きい。
- ②「学校卒業後」という幅広いくくりの中で、年代や就学状況に関わらず「学びたい」という意欲を支えていくためにも、学ぶ際の「情報アクセスの保障」「使用する言語の保障」を、教育分野でも権利として明確に規定し、併せて予算措置をしていく必要がある。
- ③聾学校や地域の学校に通う「聞こえない・聞こえにくい」子どもたちをはじめ、ろう学校・地域の学校の先生方、聴覚障害児を持つ保護者、医療関係者、福祉関係者等に、ろう者のコミュニティ、デフリンピック等、聴覚障害に関する情報が十分行き渡っていないという課題がある。
- ④文部科学省としてもそれらを積極的に発信して、学校卒業後にろう者が活躍できる場に積極的に参加できるよう啓発普及をお願いしたい。